

地方公営企業法第33条の2の規定に基づき、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで、以下の者を京都市交通局公金収納受託者とし、京都市交通局高速鉄道事業の旅客運賃等の徴収事務を委託します。

平成30年3月30日

京都市公営企業管理者  
交通局長 山本 耕治

- 1 京都市右京区太秦下刑部町12番地  
一般社団法人 京都市交通局協力会
- 2 京都市下京区大宮通木津屋橋下る上中之町2番地  
日本通運株式会社 京都支店

(交通局高速鉄道部運輸課)